

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」中間取りまとめ
参考文献[28] 食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果(平成26年2・3月調査分)、厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000066193.html>(平成26年12月5日最終閲覧)



平成26年11月26日
【照会先】
医薬食品局 食品安全部 基準審査課
課長 山本 史
課長補佐 永田 翔
(代表電話) 03-5253-1111(内線2484、4281)
(直通電話) 03-3595-2341

報道関係者各位

食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果(平成26年2・3月調査分)

～放射線量は現行規制の上限線量1ミリシーベルト／年の1%以下～

厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、平成26年2月から3月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定しました。

調査の結果、食品中の放射性セシウムから、人が1年間に受ける放射線量は、0.0007～0.0019ミリシーベルト／年と推定され、これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト／年の1%以下であり、極めて小さいことが確かめられました。

厚生労働省では、今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます。

参考：東京電力福島第一原発の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

資料

[\(別添\) 食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果\(平成26年2・3月調査分\)\(PDF:113KB\)](#)

※平成26年12月1日に、調査結果の一部を訂正しております。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果¹（平成26年2・3月調査分）

1 調査の目的

本調査は、平均的な食生活で食品中の放射性物質から受ける放射線量の推定を目的として、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、平成26年2・3月に実施した。

調査では、全国15地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウム(Cs-134とCs-137の合計)から受ける年間放射線量を推定した。

(参考) 放射性セシウムについては、過去5回、同様の調査を行い、結果を公表済み

平成23年9～11月調査分 : <http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD01.do?resrchNum=201131057A>

平成24年2～3月調査分 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wyf2-att/2r9852000002wyjc.pdf>

平成24年9～10月調査分 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034z6e-att/2r98520000034zam.pdf>

平成25年2～3月調査分 :

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11131500-Shokuhinanzenu-Kikakujouhouka/0000032136.pdf>

平成25年9～10月調査分 :

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11134000-Shokuhinanzenu-Kijunshinsaka/0000050829.pdf>

2 調査の方法

○調査は、マーケットバスケット（MB）調査方式*により実施した。

* マーケットバスケット（MB）調査方式

種々の化学物質の摂取量を推定するための調査方式の1つ。食品をその性質によって14群に分類する。食品群ごとに含める食品とその重量を決定した後に、小売店などで食品を購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理（水で煮る、フライパンで焼く等）し、摂取量に従って混合・均一化した試料（以下「MB試料」という。）を作製する。なお、米及び飲料水以外の群は、それぞれに10程度以上の食品を含めるので、MB試料全体としては200種類程度の食品からなる。

○調査対象地域：下記の13都道府県（15地域）

福島県（浜通り、中通り、会津）、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県

○測定・計算方法：

- ① 平成26年2・3月に、各調査対象地域のスーパーマーケット等で市販された食品を購入した。なお、購入に当たっては、可能な限り地元産品あるいは近隣産品等となるよう配慮した。
- ② 購入した食品をそのままの状態、あるいは必要に応じて調理した後、食品摂取量の地域別平均の分量に従って合計14の食品群に分別し、食品群ごとに混合・均一化したものをMB試料とした。

※MB試料は、210試料（15地域×14食品群=210）作製した。

※食品群の内訳

- （1群）米、（2群）雑穀・芋、（3群）砂糖・菓子、（4群）油脂、（5群）豆、（6群）果実、
（7群）有色野菜、（8群）その他の野菜・漬物・きのこ・海藻、（9群）嗜好飲料、
（10群）魚介、（11群）肉・卵、（12群）乳、（13群）調味料、（14群）飲料水

- ③ ②で作製したMB試料の放射性セシウム濃度をゲルマニウム半導体検出器を用いて22時間測定した。
- ④ ③で得られた測定値と預託実効線量係数²を用い、平均的な食事を1年間摂取したと仮定した場合に、食品中の放射性セシウムから受ける放射線量（預託実効線量）（ミリシーベルト/年）を計算した。

※放射線量の計算に当たって、③で得られた測定値が検出限界値（放射性セシウムとして概ね0.1ベクレル/kg）未満の場合は、それぞれの検出限界値の1/2を放射性セシウム濃度として計算した。

¹ 本調査は、食品・添加物等規格基準に関する試験検査「食品中の放射性物質の摂取量等調査」（国立医薬品食品衛生研究所）により、実施されたものである。

² ICRP Publication 72の成人の預託実効線量係数（ベクレルからシーベルトに変換する係数）

3 調査の結果と考察

平成26年2・3月(15地域)の食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量は0.0007~0.0019ミリシーベルト/年であった(表)。これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト/年の1%以下であり、極めて小さいことが確認された。

<表> 食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量

地域	放射線量 (ミリシーベルト/年)	地域	放射線量 (ミリシーベルト/年)
福島県(浜通り)	0.0019	埼玉県	0.0009
福島県(中通り)	0.0019	東京都	0.0010
福島県(会津)	0.0017	神奈川県	0.0011
北海道	0.0009	新潟県	0.0008
岩手県	0.0017	大阪府	0.0008
宮城県	0.0012	高知県	0.0009
茨城県	0.0012	長崎県	0.0007
栃木県	0.0013		